

# 売却活動の流れ

① 査定、調査

② 販売価格決定

③ 媒介契約

④ 販売開始

⑤ 定期報告  
& ご相談

⑥ 売買契約成立

⑦ 登記手続  
代金受領  
引渡し

⑧ 申告

⑨ 未成約

⑩ 媒介  
契約終了

⑩ 更新

⑪ ③に戻る

① まず不動産を拝見（調査）して  
基準価格を算出します

② 売主様とご相談の上販売価格を  
決定いたします

③ 媒介契約（販売依頼契約）を  
締結します。媒介契約は3種類あり  
<http://www.lifestage.cc/baikai.html>

④ 自社ホームページ、各種ポータル  
サイトにて積極的に宣伝活動  
を行います

⑤ 各種販売データの報告をし  
今後の販売方法についてご相談  
致します

⑥ 買主と売買契約が成立します

⑦ 買主への登記申請書類を作成し  
売買代金を受領します。  
同時に不動産を買主に引渡します

⑧ 売却した年の翌年  
税務署へ譲渡の申告をします

⑨ 3ヶ月以内に売却できない場合  
契約を更新するか終了するか選択  
していただきます

仲介手数料っていくら必要？

通常の仲介手数料の計算方法

$(\text{物件価格} \times 3\% + 6\text{万円}) + \text{消費税} 5\%$

7000万円の場合

$7000\text{万円} \times 3\% + 6\text{万円} + \text{税} = 226.8\text{万円}$

当社特典

**50%オフ** となりますので **113.4万円**

(神奈川県県央地区は30%オフとなります)

※売買契約が成立しない場合、  
仲介手数料は一切発生致しません

(有) ライフステージ 同業者の利用はご遠慮願います